

昭和四年四月十五日第二種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

◇選管告示

鳥取県議会議員の一般選挙の実施

目次

鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長等の選任

鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長が事務を行う場所

鳥取県議会議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式

鳥取県議会議員の一般選挙における仮投票用封筒等に押すべき印

鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画

鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の演説の順序等を決定するくじを行う日時等

鳥取県議会議員の一般選挙における選挙会の場所等

鳥取県議会議員の一般選挙において候補者一人につき支出することができる金額

◇鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員の一般選挙において選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

◇米子市選挙区選挙長告示

◇倉吉市選挙区選挙長告示

” ”

◇境港市選挙区選挙長告示

◇岩美郡選挙区選挙長告示

◇八頭郡選挙区選挙長告示

◇気高郡選挙区選挙長告示

◇東伯郡選挙区選挙長告示

◇西伯郡選挙区選挙長告示

◇日野郡選挙区選挙長告示

” ” ” ” ” ”

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(昭和五十三年法律第九号)第一条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員の任期満了による一般選挙を昭和五十四年四月八日に行うので、同法第二条の規定により告示する。

なお、各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙区	選挙すべき議員の数
鳥取市	八人
米子市	八人
倉吉市	四人
境港市	二人
岩美郡	二人
八頭郡	四人
気高郡	二人
東伯郡	五人
西伯郡	三人
日野郡	二人

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により

告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙区	選挙長	氏名	住 所	選挙長の職務代理者	氏名
鳥取市	富本 勇	鳥取市瓦町四四〇番地	鳥取市幸町一三九番地	木下 孝治	
米子市	東 善次	米子市上福原 一四五九番地	米子市尾高 一六四二番地	勝部 可盛	
倉吉市	斉木 茂	倉吉市広瀬一六七番地	倉吉市魚町 二五三八番地	石井 重信	
境港市	荒木 信平	境港市渡町 一〇四番地	境港市松ヶ枝町 三七番地	景山 有	
岩美郡	米原 幸正	鳥取市立川町五丁目 一七二番地	東伯郡羽合町大字上浅 津三一番地の二	岡田 喜雄	
八頭郡	田中 梅蔵	鳥取市中大路五八番地	岩美郡岩美町 大字池谷五九番地	山田 猛	
気高郡	土師 功	鳥取市西品治 八六一番地一	鳥取市野寺一四一番地	細野 光弘	
東伯郡	中村 誠	東伯郡大栄町 大字六尾四二一番地	東伯郡羽合町 大字宇野八四四番地	岡崎 進	
西伯郡	吉田佑吉郎	日野郡江府町大字江尾 一八六七番地三	米子市長砂町 一二五番地	古川 勇	
日野郡	進木 進	倉吉市巖城 三五二番地一五	倉吉市天神町 七〇〇番地二	小室 一正	

鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

選挙区	場	所
鳥取市	鳥取市尚徳町一六番地	鳥取市役所
米子市	米子市中町二〇番地	米子市役所
倉吉市	倉吉市葵町七二番地	倉吉市役所
境港市	境港市上道町一六〇番地	境港市役所
岩美郡	鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
八頭郡	鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
気高郡	鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
東伯郡	倉吉市巖城二七九番地	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	米子市桃町一丁目一六〇番地	鳥取県西部総合事務所
日野郡	米子市桃町一丁目一六〇番地	鳥取県西部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第十三号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙に用いる投票用紙の様式を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

表
折目

昭和五十四年執行 鳥取県議会議員選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-------------------------	---------------------

裏
折目

候補者氏名 こうほしやしめい こうほしや	<p>○ 注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 こうほしやしめい、らんないひとりか</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 こうほしや、ものしめい、か</p>
----------------------------	---

備考

- 1 用紙は白色とし、文字は黒色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

表

昭和五十四年執行 鳥取県議会議員選挙投票	鳥取県 選挙管理 委員会印
-------------------------	---------------------

裏

--

鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印とする。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

鳥取県選挙管理委員会告示第十五号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における立会演説会の開催計画を鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例(昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号)第三条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一 立会演説会の方法

班別編成の方法によらない選挙区	倉吉市
班別編成の方法による選挙区	鳥取市、米子市、境港市、岩美郡、八頭郡、気高郡、東伯郡、西伯郡、日野郡

二 立会演説会を開催すべき日時及び会場

鳥取市選挙区(第一班)

月 日	曜 日	時 間	開 催 市	会 場
三月二十一日	土	午後七時三十分	鳥取市	鳥取県農協会館
四月 二日	月	午後七時三十分	鳥取市	鳥取市立湖東中学校
四月 四日	水	午後七時三十分	鳥取市	鳥取市民会館

鳥取市選挙区(第二班)

月 日	曜 日	時 間	開 催 市	会 場
四月 一日	日	午後七時三十分	鳥取市	鳥取県農協会館
四月 三日	火	午後七時三十分	鳥取市	鳥取市立湖東中学校
四月 五日	木	午後七時三十分	鳥取市	鳥取市民会館

米子市選挙区(第一班)

月 日	曜 日	時 間	開 催 市	会 場
四月 一日	日	午後七時三十分	米子市	米子市公会堂
四月 三日	火	午後七時三十分	米子市	米子市立箕蚊屋小学校
四月 五日	木	午後七時三十分	米子市	米子市立弓ヶ浜中学校

米子市選挙区(第二班)

月日	曜日	時	間	開催市	会	場
四月二日	月	午後七時三十分		米子市	米子市立弓ヶ浜中学校	
四月四日	水	午後七時三十分		米子市	米子市立箕蚊屋小学校	
四月六日	金	午後七時三十分		米子市	米子市公会堂	

倉吉市選挙区

月日	曜日	時	間	開催市	会	場
三月三十一日	土	午後七時三十分		倉吉市	鳥取県福祉文化会館	
四月三日	火	午後七時三十分		倉吉市	倉吉福祉会館	

境港市選挙区

月日	曜日	時	間	開催市	会	場
三月三十一日	土	午後七時三十分		境港市	境港市立余子小学校	
四月三日	火	午後七時三十分		境港市	境港市民会館	

岩美郡選挙区

月日	曜日	時	間	開催町村	会	場
三月三十一日	土	午後七時三十分		岩美町	岩美町中央公民館	
四月二日	月	午後七時三十分		福部村	福部村中央公民館	
四月四日	水	午後七時三十分		国府町	国府町老人福祉センター	

八頭郡選挙区

月日	曜日	時	間	開催町村	会	場
三月三十一日	土	午後七時三十分		若桜町	若桜町山村開発センター	
四月一日	日	午後一時三十分		八東町	八東町山村開発センター	
四月一日	日	午後七時三十分		船岡町	船岡町中央公民館	
四月二日	月	午後七時三十分		河原町	河原町中央公民館	
四月三日	火	午後七時三十分		那家町	那家町中央公民館	
四月四日	水	午後一時三十分		佐治村	佐治村豪雪山村 開発総合センター	
四月四日	水	午後七時三十分		用瀬町	用瀬町立用瀬小学校	
四月五日	木	午後七時三十分		智頭町	智頭町総合センター	

気高郡選挙区

月 日	曜 日	時 間	開 催 町 村	会 場
四月一日	日	午後七時三十分	気高町	気高町町民体育館
四月三日	火	午後七時三十分	鹿野町	鹿野町立鹿野小学校
四月五日	木	午後七時三十分	青谷町	青谷町中央公民館

東伯郡選挙区

月 日	曜 日	時 間	開 催 町 村	会 場
三月三十一日	土	午後一時三十分	泊村	泊村役場
三月三十一日	土	午後七時三十分	東郷町	東郷町立桜小学校
四月一日	日	午後一時三十分	羽合町	羽合町中央公民館
四月一日	日	午後七時三十分	北条町	北条町町民体育館
四月二日	月	午後七時三十分	大栄町	大栄町中央公民館
四月三日	火	午後七時三十分	東伯町	東伯町立中央公民館
四月四日	水	午後七時三十分	赤碓町	赤碓町農業管理センター
四月五日	木	午後一時三十分	関金町	関金町山村開発センター
四月五日	木	午後七時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター

西伯郡選挙区

月 日	曜 日	時 間	開 催 町 村	会 場
三月三十一日	土	午後一時三十分	中山町	中山町中央公民館
三月三十一日	土	午後七時三十分	名和町	名和町老人福祉センター
四月一日	日	午後一時三十分	大山町	大山町立大山中学校
四月一日	日	午後七時三十分	淀江町	淀江中央公民館
四月二日	月	午後七時三十分	日吉津村	日吉津村中央公民館
四月三日	火	午後七時三十分	岸本町	岸本町中央公民館
四月四日	水	午後七時三十分	会見町	会見町立公民館
四月五日	木	午後七時三十分	西伯町	西伯町中央公民館

日野郡選挙区

月 日	曜 日	時 間	開 催 町 村	会 場
四月一日	日	午後七時三十分	日南町	日南町中央公民館
四月三日	火	午後七時三十分	日野町	日野町山村開発センター
四月四日	水	午後七時三十分	江府町	日輪閣
四月五日	木	午後七時三十分	溝口町	溝口町中央公民館

三 一回の立会演説会又は、一の班に所属することのできる候補者の数及び演説の時間

候補者の数 八人以内
演説の時間 一回の立会演説会又は一の班に属する候補者が三人以内のとき三十分以内、四人又は五人のとき二十五分以内、六人以上のとき二十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第十六号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における立会演

説会において、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第四条第二項及び第四項並びに第五条第二項の規定によるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）第六条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	日	時	場	所
鳥取市	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	鳥取市尚徳町一六番地	鳥取市役所
米子市	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	米子市中町二〇番地	米子市役所
倉吉市	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	倉吉市葵町七二三番地	倉吉市役所
境港市	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	境港市上道町一六〇〇番地	境港市役所
岩美郡	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
八頭郡	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
気高郡	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	鳥取市東町一丁目二二〇番地	鳥取県庁
東伯郡	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	倉吉市巖城二七九番地	鳥取県中部総合事務所
西伯郡	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	米子市権町一丁目一六〇番地	鳥取県西部総合事務所
日野郡	昭和五十四年三月二十八日	午後五時十分	米子市権町一丁目一六〇番地	鳥取県西部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第十七号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

選挙区	場	所	日	時
鳥取市	鳥取市尚徳町一六番地	鳥取市役所	昭和五十四年四月十一日	午後一時
米子市	米子市中町二〇番地	米子市役所	昭和五十四年四月十一日	午後一時
倉吉市	倉吉市葵町七二番地	倉吉市役所	昭和五十四年四月十一日	午後一時
境港市	境港市上道町一六〇番地	境港市役所	昭和五十四年四月十一日	午後一時
岩美郡	鳥取市東町二丁目二二〇番地	鳥取県庁	昭和五十四年四月十一日	午後一時
八頭郡	鳥取市東町二丁目二二〇番地	鳥取県庁	昭和五十四年四月十一日	午後一時三十分
気高郡	鳥取市東町二丁目二二〇番地	鳥取県庁	昭和五十四年四月十一日	午後二時
東伯郡	倉吉市巖城二七九番地	鳥取県中部総合事務所	昭和五十四年四月十一日	午後一時
西伯郡	米子市柁町二丁目一六〇番地	鳥取県西部総合事務所	昭和五十四年四月十一日	午後一時
日野郡	米子市柁町二丁目一六〇番地	鳥取県西部総合事務所	昭和五十四年四月十一日	午後一時三十分

鳥取県選挙管理委員会告示第十八号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条の規定による候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は、次のとおりであるので、同法第百九十六条の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

選挙区	候補者一人につき支出することができる金額
鳥取市	二、五三五、四〇〇円
米子市	二、五二八、二〇〇円
倉吉市	二、四三九、四〇〇円
境港市	二、六二二、八〇〇円
岩美郡	二、四九〇、二〇〇円
八頭郡	二、五二四、〇〇〇円
気高郡	二、四二四、三〇〇円
東伯郡	二、四九四、三〇〇円
西伯郡	二、六一七、四〇〇円
日野郡	二、五〇三、六〇〇円

鳥取市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定め、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙鳥取市選挙区選挙長 富 本 勇

- 一 場所 鳥取市尚徳町一一六番地 鳥取市役所
- 二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

米子市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙米子市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者

から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙米子市選挙区選挙長 東 善 次

一 場所 米子市中町二〇番地 米子市役所

二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

倉吉市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙倉吉市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙倉吉市選挙区選挙長 齊 木 茂

一 場所 倉吉市葵町七二番地 倉吉市役所
二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

境港市選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙境港市選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙境港市選挙区選挙長 荒 木 信 平

一 場所 境港市上道町一六〇番地 境港市役所

二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

岩美郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙岩美郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙岩美郡選挙区選挙長 米原 幸正

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

八頭郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙八頭郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者

から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙八頭郡選挙区選挙長 田中 梅蔵

- 一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
- 二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

気高郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙気高郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙気高郡選挙区選挙長 土 師 功

一 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁
二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙東伯郡選挙区選挙長 中 村 誠

一 場所 倉吉市巖城二七九番地 鳥取県中部総合事務所
二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

西伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙西伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙西伯郡選挙区選挙長 吉 田 佑 吉 郎

一 場所 米子市桃町一丁目一六〇番地 鳥取県西部総合事務所
二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

日野郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十四年四月八日執行の鳥取県議会議員の一般選挙における候補者

から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるとき、のくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十四年三月二十七日

鳥取県議会議員選挙日野郡選挙区選挙長 進 木 進

- 一 場所 米子市糺町一丁目一六〇番地 鳥取県西部総合事務所
二 日時 昭和五十四年四月五日 午後五時十分

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】